

○経済産業省令第四十二号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、冷凍保安規則等の一部を改正する省令を定める。

令和七年四月十七日

経済産業大臣 武藤 容治

冷凍保安規則等の一部を改正する省令

（冷凍保安規則の一部改正）

第一条 冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（第一種製造者に係る製造の許可の申請）	（第一種製造者に係る製造の許可の申請）

第三条 法第五条第一項の規定により、同項第二号の許可を受けようとする者は、次の表の上欄の区分に応じ、同表の下欄に掲げる書類を事業所の所在地（移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事（当該事業所の所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管

第三条 法第五条第一項の規定により、同項第二号の許可を受けようとする者は、次の表の上欄の区分に応じ、同表の下欄に掲げる書類を事業所の所在地（移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事（当該事業所の所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管

轄する指定都市の長。次条第二項、第四条第一項、第十条、第十条の二、第十六条第一項、第十七条第二項、第十八条第一項、第二十一条第一項、第二十二條第三項、第二十四條第一項及び第二項、第二十九條第一項及び第二項、第三十五條第一項、第四項及び第十項、第三十七條、第三十九條第二項、第四十條第三項、第四十條第三項及び第五項、第四十二條第一項及び第二項、第四十三條第四項、第七項及び第九項から第十二項まで、第五十五條第一項及び第二項、第五十五條の九第三項並びに第五十五條の十三第三項、第六項及び第八項から第十一項までにおいて同じ。）に提出しなければならな

轄する指定都市の長。次条第二項、第四条第一項、第十条、第十条の二、第十六条第一項、第十七条第二項、第十八条第一項、第二十一条第一項、第二十二條第三項、第二十四條第一項及び第二項、第二十六條の二、第二十九條第一項及び第二項、第三十五條第一項、第四項及び第十項、第三十七條、第三十九條第二項、第四十條第三項、第四十一條第三項及び第五項、第四十二條第一項及び第二項、第四十三條第四項、第七項及び第九項から第十二項まで、第五十五條第一項及び第二項、第五十五條の九第三項並びに第五十五條の十三第三項、第六項及び第八項から第十一項までにおいて同じ。）に提出し

い。ただし、遺贈、営業の譲渡又は分割（当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。）により引き続き高压ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。

（表略）

2 （略）

（製造の方法に係る技術上の基準）

第九条 法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

なければならない。ただし、遺贈、営業の譲渡又は分割（当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。）により引き続き高压ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。

（表略）

2 （略）

（製造の方法に係る技術上の基準）

第九条 法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 高圧ガスの製造は、製造する高圧ガスの種類及び製造設備の態様に応じ、当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じてすること。

三・四 (略)

(販売業者に係る販売の事業の届出)

第二十六条 法第二十条の四の規定により届出をしようとする者は、様式第十三の高圧ガス販売事業届書に次項に掲げる書類を添えて、販売所

一 (略)

二 高圧ガスの製造は、製造する高圧ガスの種類及び製造設備の態様に応じ、一日に一回以上当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じてすること。

三・四 (略)

(販売業者に係る販売の事業の届出)

第二十六条 法第二十条の四の規定により届出をしようとする者は、様式第十三の高圧ガス販売事業届書に次項に掲げる書類を添えて、販売所

の所在地を管轄する都道府県知事（当該販売所の所在地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該販売所に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。第二十六條の二、第二十八條及び第三十條において同じ。）に提出しなければならない。ただし、事業の譲渡（その事業の全部を譲り渡すものを除く。）、遺贈又は分割（その事業の全部を承継させるものを除く。）により引き続き高压ガスの販売の事業を営もうとする者が新たに届け出るときは、次項に掲げる書類の添付を省略することができる。

の所在地を管轄する都道府県知事（当該販売所の所在地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該販売所に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。第二十八條及び第三十條において同じ。）に提出しなければならない。ただし、事業の譲渡（その事業の全部を譲り渡すものを除く。）、遺贈又は分割（その事業の全部を承継させるものを除く。）により引き続き高压ガスの販売の事業を営もうとする者が新たに届け出るときは、次項に掲げる書類の添付を省略することができる。

2
(略)

(販売業者に係る承継の届出)

第二十六条の二 法第二十条の四の二第二項の規定により販売業者の地位の承継を届け出ようとする者は、様式第十三の二の高圧ガス販売事業承継届書に事業の全部の譲渡し又は相続、合併若しくは当該届出に係る事業の全部を承継させた分割があつた事実を証する書面（相続の場合であつて、相続人が二人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）を添えて、販売所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2
(略)

(販売業者に係る承継の届出)

第二十六条の二 法第二十条の四の二第二項の規定により販売業者の地位の承継を届け出ようとする者は、様式第十三の二の高圧ガス販売事業承継届書に事業の全部の譲渡し又は相続、合併若しくは当該届出に係る事業の全部を承継させた分割があつた事実を証する書面（相続の場合であつて、相続人が二人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(危害予防規程の届出等)

第三十五条 (略)

2 5 6 (略)

7 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内にある事業所(同法第五条第一項に規定する者が設置している事業所及び不活性ガスのみの製造に係る事業所を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震(以下「日本海溝

(危害予防規程の届出等)

第三十五条 (略)

2 5 6 (略)

7 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内にある事業所(同法第六条第一項に規定する者が設置している事業所及び不活性ガスのみの製造に係る事業所を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震(以下「日本海溝

・千島海溝周辺海溝型地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者が設置している事業所に限る。次項において同じ。）に係る法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、第二項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項の細目とする。

一・二 (略)

8
～
10 (略)

(協会等の調査)

・千島海溝周辺海溝型地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者が設置している事業所に限る。次項において同じ。）に係る法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、第二項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項の細目とする。

一・二 (略)

8
～
10 (略)

(協会等の調査)

第五十五条の四 (略)

(削る)

第五十五条の四 (略)

2 | 法第三十九条の十六第二項の規定による通知
は、様式第四十の五の調査通知書により行うも
のとする。

様式第四十の五を次のように改める。

様式第四十の五 削除

(液化石油ガス保安規則の一部改正)

第二条 液化石油ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十二号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(用語の定義)</p> <p>第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 第一種保安物件 次に掲げるもの（事業所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。）</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項の児童福祉施設、身体</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(用語の定義)</p> <p>第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 第一種保安物件 次に掲げるもの（事業所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。）</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条の児童福祉施設、身体障害者</p>

障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項の保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。）

）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百十三号）第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第五号の障害者職業能力開

福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項の保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百十三号）第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第五号の障害者職業能力開発校、

発校、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）の特定民間施設、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項の障害福祉サービス事業（同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第十四項の就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）の特定民間施設、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項の障害福祉サービス事業（同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第十四項の就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十七項

二十七項の地域活動支援センター若しくは
同条第二十八項の福祉ホームであつて、収
容定員二十人以上のもの

ホ (略)

へ 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十
五号）第二条に定める博物館及び同法第三
十一条第一項により博物館に相当する施設
として指定された施設

ト・チ (略)

二〇二十二 (略)

2 (略)

(第一種製造者に係る製造の許可の申請)

の地域活動支援センター若しくは同条第二
十八項の福祉ホームであつて、収容定員二
十人以上のもの

ホ (略)

へ 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十
五号）第二条に定める博物館及び同法第二
十九条により博物館に相当する施設として
指定された施設

ト・チ (略)

二〇二十二 (略)

2 (略)

(第一種製造者に係る製造の許可の申請)

第三条 法第五条第一項の規定により、同項第一号の許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地（移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事（当該事業所の所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十二号。以下「令」という。）第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在

第三条 法第五条第一項の規定により、同項第一号の許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地（移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事（当該事業所の所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十二号。以下「令」という。）第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在

地を管轄する指定都市の長。次条第二項、第四
条第一項、第十条、第十条の二、第十五条第一
項、第十六条第二項、第十七条第一項、第四十
二条第一項及び第二項、第五十一条第一項、第
五十一条の二、第五十四条第一項、第五十六条
、第六十一条第一項、第四項及び第十項、第六
十五条第一項及び第二項、第六十九条、第七十
三条、第七十六条第三項、第七十七条第三項、
第五項及び第六項、第七十八条第三項及び第五
項、第七十九条第一項及び第二項、第八十条第
五項、第八項及び第十項から第十三項まで、第
九十二条第一項及び第三項、第九十二条の七の
九第三項並びに第九十二条の七の十四第三項、

地を管轄する指定都市の長。次条第二項、第四
条、第十条、第十条の二、第十五条第一項、第
十六条第二項、第十七条第一項、第二十九条第
二項、第三十八条の二、第四十二条第一項及び
第二項、第五十一条第一項、第五十一条の二、
第五十四条第一項、第五十六条、第六十一条第
一項、第四項及び第十項、第六十五条第一項及
び第二項、第六十九条、第七十三条、第七十六
条第三項、第七十七条第三項、第五項及び第六
項、第七十八条第三項及び第五項、第七十九条
第一項及び第二項、第八十条第五項、第八項及
び第十項から第十三項まで、第九十二条第一項
及び第三項、第九十二条の七の九第三項並びに

第六項及び第八項から第十一項までにおいて同じ。）に提出しなければならない。ただし、遺贈、営業の譲渡又は分割（当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。）により引き続き高压ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。

2 (略)

(第一種製造設備に係る技術上の基準)

第六条 (略)

2 製造設備が第一種製造設備である製造施設に

第九十二条の七の十四第三項、第六項及び第八項から第十一項までにおいて同じ。）に提出しなければならない。ただし、遺贈、営業の譲渡又は分割（当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。）により引き続き高压ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。

2 (略)

(第一種製造設備に係る技術上の基準)

第六条 (略)

2 製造設備が第一種製造設備である製造施設に

における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 液化石油ガスの製造は、製造設備の態様に応じ、当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じてすること。

五～七 (略)

3 (略)

における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 液化石油ガスの製造は、製造設備の使用開始時及び使用終了時に当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検するほか、一日に一回以上製造設備の態様に応じ頻繁に製造設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じてすること。

五～七 (略)

3 (略)

(移動式製造設備に係る技術上の基準)

第九条 (略)

2 (略)

3 製造設備が液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号。以下「液化石油ガス法」という。

第三十七条の四第一項の充填設備(液化石油ガス法施行規則第六十四条第二項に規定する充填設備を除く。次項において同じ。)である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、第一項の規定にかかわらず、液化石油ガス法施行規則第六十四条第

(移動式製造設備に係る技術上の基準)

第九条 (略)

2 (略)

3 製造設備が液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号。以下「液化石油ガス法」という。

第三十七条の四第一項の充填設備(液化石油ガス法施行規則第六十四条第二項に規定する充填設備を除く。次項において同じ。)である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、第一項第一号から第四号までの規定にかかわらず、液化石油ガス法

一項に規定する基準とする。この場合において、同項中「充填設備」とあるのは「移動式製造設備」と読み替えるものとする。

4 製造設備が液化石油ガス法第三十七条の四第一項の充填設備である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、第二項の規定にかかわらず、液化石油ガス法施行規則第七十二条第一号に規定する基準とする。この場合において、同項中「充填設備」とあるのは「移動式製造設備」と読み替えるものとする。

施行規則第六十四条第一項に規定する基準とする。この場合において、同項中「充填設備」とあるのは「移動式製造設備」と読み替えるものとする。

4 製造設備が液化石油ガス法第三十七条の四第一項の充填設備である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、第二項第一号の規定にかかわらず、液化石油ガス法施行規則第七十二条第一号に規定する基準とする。この場合において、同項中「充填設備」とあるのは「移動式製造設備」と読み替えるものとする。

(第一種貯蔵所に係る承継の届出)

第二十五条 法第十七条第二項の規定により、その設置の許可を受けた者の地位の承継を届け出ようとする者は、様式第八の第一種貯蔵所承継届書を、第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事(当該第一種貯蔵所の所在地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該第一種貯蔵所に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。第二十八条第一項及び第二十九条第二項において同じ。)に提出しなければならぬ。

(第一種貯蔵所に係る承継の届出)

第二十五条 法第十七条第二項の規定により、その設置の許可を受けた者の地位の承継を届け出ようとする者は、様式第八の第一種貯蔵所承継届書を、第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事(当該第一種貯蔵所の所在地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該第一種貯蔵所に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。第二十八条第一項において同じ。)に提出しなければならない。

(第一種貯蔵所に係る軽微な変更の工事等)

第二十九条 (略)

2 法第十九条第二項の規定により届出をしようとする第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、様式第十一の第一種貯蔵所軽微変更届書に当該変更の概要を記載した書面を添えて、第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(販売業者に係る販売の事業の届出)

第三十八条 法第二十条の四の規定により届出をしようとする者は、様式第二十一の高圧ガス販売事業届書に次項に掲げる書類を添えて、販売

(第一種貯蔵所に係る軽微な変更の工事等)

第二十九条 (略)

2 法第十九条第二項の規定により届出をしようとする第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、様式第十一の第一種貯蔵所軽微変更届書に当該変更の概要を記載した書面を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(販売業者に係る販売の事業の届出)

第三十八条 法第二十条の四の規定により届出をしようとする者は、様式第二十一の高圧ガス販売事業届書に次項に掲げる書類を添えて、販売

所の所在地を管轄する都道府県知事（当該販売所の所在地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該販売所に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。第三十八条の二、第四十四条及び第七十二条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、事業の譲渡（その事業の全部を譲り渡すものを除く。）、遺贈又は分割（その事業の全部を承継させるものを除く。）により引き続き液化石油ガスの販売の事業を営もうとする者が新たに届け出るときは、次項に掲げる書類の添付を省略することができる。

所の所在地を管轄する都道府県知事（当該販売所の所在地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該販売所に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。第四十四条及び第七十二条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、事業の譲渡（その事業の全部を譲り渡すものを除く。）、遺贈又は分割（その事業の全部を承継させるものを除く。）により引き続き液化石油ガスの販売の事業を営もうとする者が新たに届け出るときは、次項に掲げる書類の添付を省略することができる。

2
(略)

(販売業者に係る承継の届出)

第三十八条の二 法第二十条の四の二第二項の規定により販売業者の地位の承継を届け出ようとする者は、様式第二十一の二の高圧ガス販売事業承継届書に事業の全部の譲渡し又は相続、合併若しくは当該届出に係る事業の全部を承継させた分割があつた事実を証する書面（相続の場合であつて、相続人が二人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）を添えて、販売所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2
(略)

(販売業者に係る承継の届出)

第三十八条の二 法第二十条の四の二第二項の規定により販売業者の地位の承継を届け出ようとする者は、様式第二十一の二の高圧ガス販売事業承継届書に事業の全部の譲渡し又は相続、合併若しくは当該届出に係る事業の全部を承継させた分割があつた事実を証する書面（相続の場合であつて、相続人が二人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(特定高圧ガスの消費者に係る技術上の基準)

第五十三条 (略)

2 法第二十四条の三第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 消費は、消費設備の態様に応じ、当該設備の属する消費施設の異常の有無を点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じてすること。

(特定高圧ガスの消費者に係る技術上の基準)

第五十三条 (略)

2 法第二十四条の三第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 消費は、消費設備の使用開始時及び使用終了時に当該設備の属する消費施設の異常の有無を点検するほか、一日に一回以上消費設備の態様に応じ頻繁に消費設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じてす

ること。

三・四 (略)

(危害予防規程の届出等)

第六十一条 (略)

2 ～ 6 (略)

7 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内にある事業所(同法第五条第一項に規定する者が設置している事業所を除き、同法第二条第一項に規定する

三・四 (略)

(危害予防規程の届出等)

第六十一条 (略)

2 ～ 6 (略)

7 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内にある事業所(同法第六条第一項に規定する者が設置している事業所を除き、同法第二条第一項に規定する

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者が設置している事業所に限る。次項において同じ。）に係る法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、第二項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項の細目とする。

一・二（略）

8
8
10
（略）

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者が設置している事業所に限る。次項において同じ。）に係る法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、第二項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項の細目とする。

一・二（略）

8
8
10
（略）

(協会等の調査)

第九十二条の七の四 (略)

(削る)

(協会等の調査)

第九十二条の七の四 (略)

2 | 法第三十九条の十六第二項の規定による通知
は、様式第五十四の七の五の調査通知書により
行うものとする。

様式第五十四の七の五を次のように改める。

様式第五十四の七の五 削除

(一般高圧ガス保安規則の一部改正)

第三条 一般高圧ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

<p>改正後</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 四の二 (略)</p> <p>五 第一種保安物件 次に掲げるもの(事業所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。)</p> <p>イ 八 (略)</p>
<p>改正前</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 四の二 (略)</p> <p>五 第一種保安物件 次に掲げるもの(事業所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。)</p> <p>イ 八 (略)</p>

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項の児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項の保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。）

）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力開発促進

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条の児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項の保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力開発促進法（

進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）の特定民間施設、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項の障害福祉サービス事業（同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第十

昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）の特定民間施設、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項の障害福祉サービス事業（同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第十四項の就

四項の就労継続支援に限る。)を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十七項の地域活動支援センター若しくは同条第二十八項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの

ホ (略)

へ 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条に定める博物館及び同法第三十一条第一項により博物館に相当する施設として指定された施設

ト・チ (略)

六〇二十六 (略)

2 (略)

労継続支援に限る。)を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十七項の地域活動支援センター若しくは同条第二十八項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの

ホ (略)

へ 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条に定める博物館及び同法第二十九条により博物館に相当する施設として指定された施設

ト・チ (略)

六〇二十六 (略)

2 (略)

(第一種製造者に係る製造の許可の申請)

第三条 法第五条第一項の規定により許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地(移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。)を管轄する都道府県知事(当該事業所が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号。以下「令」という。))

(第一種製造者に係る製造の許可の申請)

第三条 法第五条第一項の規定により許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地(移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。)を管轄する都道府県知事(当該事業所が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号。以下「令」という。))

第二十二条に規定する事務に該当しない場合に
あつては、当該事業所の所在地を管轄する指定
都市の長。次条第二項、第四条第一項、第九条
、第九条の二、第十四条第一項、第十五条第二
項、第十六条第一項、第四十二条、第五十三條
第一項、第五十四条の二、第五十六条第一項、
第五十八条、第六十三条第一項、第四項及び第
十項、第六十七条第一項及び第二項、第七十一
条、第七十五条、第七十八条第二項、第七十九
条第三項、第五項及び第六項、第八十条第三項
及び第五項、第八十一条第一項及び第二項、第
八十二条第五項、第八項及び第十項から第十三
項まで、第九十四条第一項及び第二項、第九十

第二十二条に規定する事務に該当しない場合に
あつては、当該事業所の所在地を管轄する指定
都市の長。次条第二項、第四条第一項、第九条
、第九条の二、第十四条第一項、第十五条第二
項、第十六条第一項、第二十八条第二項、第三
十七條の二、第四十二条、第五十三条第一項、
第五十四条の二、第五十六条第一項、第五十八
条、第六十三条第一項、第四項及び第十項、第
六十七条第一項及び第二項、第七十一条、第七
十五条、第七十八条第二項、第七十九条第三項
、第五項及び第六項、第八十条第三項及び第五
項、第八十一条第一項及び第二項、第八十二条
第五項、第八項及び第十項から第十三項まで、

四條の七の九第三項並びに第九十四條の七の十四第三項、第六項及び第八項から第十一項までにおいて同じ。）に提出しなければならない。

ただし、遺贈、營業の譲渡又は分割（当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。）により引き続き高压ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するとき、製造計画書の添付を省略することができ

2
（略）

（定置式製造設備に係る技術上の基準）

第六條
（略）

第九十四條第一項及び第二項、第九十四條の七の九第三項並びに第九十四條の七の十四第三項、第六項及び第八項から第十一項までにおいて同じ。）に提出しなければならない。ただし、遺贈、營業の譲渡又は分割（当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。）により引き続き高压ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。

2
（略）

（定置式製造設備に係る技術上の基準）

第六條
（略）

2 製造設備が定置式製造設備（コールド・エバ

ポレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。

一（略）

二 高压ガスの製造は、その充填において、次に掲げる基準により保安上支障のない状態で行うこと。

イ（略）

2 製造設備が定置式製造設備（コールド・エバ

ポレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。

一（略）

二 高压ガスの製造は、その充填において、次に掲げる基準により保安上支障のない状態で行うこと。

イ（略）

又 容器保安規則第二条第十一号に規定する
一般複合容器（以下単に「一般複合容器」という。））、同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（以下単に「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」という。））、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下単に「圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。））、同条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下単に「国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。））、同条第十三号の五に規定する圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器（以下単に「圧縮

又 容器保安規則第二条第十一号に規定する
一般複合容器（以下単に「一般複合容器」という。））、同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（以下単に「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」という。））、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下単に「圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。））、同条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下単に「国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。））、同条第十三号の五に規定する圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器（以下単に「圧縮

水素二輪自動車燃料装置用容器」という。

）、同条第十三号の六に規定する圧縮水素
鉄道車両燃料装置用容器（以下単に「圧縮
水素鉄道車両燃料装置用容器」という。）

、同条第十四号に規定する液化天然ガス自
動車燃料装置用容器（以下単に「液化天然
ガス自動車燃料装置用容器」という。）又
は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運
送自動車用容器（以下単に「圧縮水素運送
自動車用容器」という。）であつて当該容
器の刻印等に示された同令第八条第一項第
九号に規定する年月から十五年を経過した
もの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器

水素二輪自動車燃料装置用容器」という。

）、同条第十三号の六に規定する圧縮水素
鉄道車両燃料装置用容器（以下単に「圧縮
水素鉄道車両燃料装置用容器」という。）

、同条第十四号に規定する液化天然ガス自
動車燃料装置用容器（以下単に「液化天然
ガス自動車燃料装置用容器」という。）又
は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運
送自動車用容器（以下単に「圧縮水素運送
自動車用容器」という。）であつて当該容
器の刻印等に示された同令第八条第一項第
九号に規定する年月から十五年を経過した
もの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器

、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、同令第八條第一項第十号の充填可能期限年月日（同令第三十七條第一項第二号の規定により刻印をした場合にあつては、当該刻印に示された年月日）を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器にあつては、同令第八條第一項第十号の充填可能期限年月を経過したもの）には、高圧ガスを充填しないこと（法第四十八條第五項の許可に付された条件に従つて高圧ガスを充填する場合を除

、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、同令第八條第一項第十号の充填可能期限年月日（同令第三十七條第一項第二号の規定により刻印をした場合にあつては、当該刻印に示された年月日）を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器にあつては、同令の充填可能期限年月を経過したもの）には、高圧ガスを充填しないこと（法第四十八條第五項の許可に付された条件に従つて高圧ガスを充填する場合を除く。）。

く。)

ル・ヲ (略)

三 (略)

四 高圧ガスの製造は、製造する高圧ガスの種類及び製造設備の態様に応じ、当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じてすること。

五〃八 (略)

ル・ヲ (略)

三 (略)

四 高圧ガスの製造は、製造設備の使用開始時及び使用終了時に当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検するほか、一日に一回以上製造をする高圧ガスの種類及び製造設備の態様に応じ頻繁に製造設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じてすること。

五〃八 (略)

(圧縮水素スタンドに係る技術上の基準)

第七条の三 製造設備が圧縮水素スタンド(当該圧縮水素スタンド内の圧縮水素及び液化水素の常用の圧力が九十三メガパスカル以下のもの)に限り、顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせるものを除く。以下この条において同じ。

～)である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

(圧縮水素スタンドに係る技術上の基準)

第七条の三 製造設備が圧縮水素スタンド(当該圧縮水素スタンド内の圧縮水素及び液化水素の常用の圧力が八十二メガパスカル以下のもの)に限り、顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせるものを除く。以下この条において同じ。

～)である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一〇一の四 (略)

二 デイスペンサーは、第六条第一項第二号に規定する処理設備の例による距離以上の距離を有すること。また、デイスペンサー本体の外面から公道の道路境界線に対し八・五メートル（圧縮水素スタンドの常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十九メガパスカル以下の場合にあつては八メートル、圧縮水素スタンドの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

三〇九 (略)

一〇一の四 (略)

二 デイスペンサーは、第六条第一項第二号に規定する処理設備の例による距離以上の距離を有すること。また、デイスペンサー本体の外面から公道の道路境界線に対し八メートル（圧縮水素スタンドの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては、六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

三〇九 (略)

十 圧縮水素スタンド（可燃性ガスが通る部分に限る。）は、その外面から火気（当該圧縮水素スタンド内ものを除く。）を取り扱う施設に対し八・五メートル（常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十九メガパスカル以下の可燃性ガス（液化水素を除く。）が通る部分にあつては八メートル、常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガス（液化水素を除く。）が通る部分にあつては六メートル、常用の圧力が八十三メガパスカルを超える液化水素が通る部分にあつては十一メートル、常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十メガパスカル以下の液化水素が通る部分に

十 圧縮水素スタンド（可燃性ガスが通る部分に限る。）は、その外面から火気（当該圧縮水素スタンド内ものを除く。）を取り扱う施設に対し八メートル（常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガス（液化水素を除く。）が通る部分にあつては六メートル、常用の圧力が四十メガパスカルを超える液化水素が通る部分にあつては十メートル、常用の圧力が一メガパスカル以上四十メガパスカル以下の液化水素が通る部分にあつては九メートル、常用の圧力が一メガパスカル未満の液化水素が通る部分にあつては二メートル）以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは

あつては十メートル、常用の圧力が一メガパスカル以上四十メガパスカル以下の液化水素が通る部分にあつては九メートル、常用の圧力が一メガパスカル未満の液化水素が通る部分にあつては二メートル）以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは当該可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

十一～十八（略）

2 製造設備が圧縮水素スタンド（液化水素の貯槽を設置する場合にあつては、第八条第三項及び第四項の規定に適合する移動式製造設備から液化水素を受け入れるものに限る。以下この項

当該可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

十一～十八（略）

2 製造設備が圧縮水素スタンド（液化水素の貯槽を設置する場合にあつては、第八条第三項及び第四項の規定に適合する移動式製造設備から液化水素を受け入れるものに限る。以下この項

において同じ。)である製造施設に係る前項ただし書きの基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一 一の三 (略)

二 高压ガス設備(次号及び第三号に掲げるものを除く。)は、その外面から当該事業所の敷地境界(以下この項において「敷地境界」という。)に対し八・五メートル(常用の圧

力が四十メガパスカルを超え八十九メガパスカル以下の可燃性ガス(液化水素を除く。)

が通る部分にあつては八メートル、常用の圧

において同じ。)である製造施設に係る前項ただし書きの基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一 一の三 (略)

二 高压ガス設備(次号及び第三号に掲げるものを除く。)は、その外面から当該事業所の敷地境界(以下この項において「敷地境界」という。)に対し八メートル(常用の圧力が

四十メガパスカル以下の可燃性ガス(液化水素を除く。)

が通る部分にあつては六メートル、常用の圧力が四十メガパスカルを超える

力が四十メガパスカル以下の可燃性ガス（液化水素を除く。）が通る部分にあつては六メートル、常用の圧力が八十三メガパスカルを超える液化水素が通る部分にあつては十一メートル、常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十三メガパスカル以下の液化水素が通る部分にあつては十メートル、常用の圧力が一メガパスカル以上四十メガパスカル以下の液化水素が通る部分にあつては九メートル、常用の圧力が一メガパスカル未満の液化水素が通る部分にあつては六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

液化水素が通る部分にあつては十メートル、常用の圧力が一メガパスカル以上四十メガパスカル以下の液化水素が通る部分にあつては九メートル、常用の圧力が一メガパスカル未満の液化水素が通る部分にあつては六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

二の二 (略)

三 デイスペンサーは、その本体の外面から公道の道路境界線に対し八・五メートル（圧縮水素スタンドの常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十九メガパスカル以下の場合にあつては八メートル、圧縮水素スタンドの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

四〇二十六 (略)

二十七 圧縮水素スタンド（可燃性ガスが通る部分に限る。）は、その外面から火気（当該圧縮水素スタンド内のものを除く。）を取り

二の二 (略)

三 デイスペンサーは、その本体の外面から公道の道路境界線に対し八メートル（圧縮水素スタンドの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては、六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

四〇二十六 (略)

二十七 圧縮水素スタンド（可燃性ガスが通る部分に限る。）は、その外面から火気（当該圧縮水素スタンド内のものを除く。）を取り

扱う施設に対し八・五メートル（常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十九メガパスカル以下の可燃性ガス（液化水素を除く。）が通る部分にあつては八メートル、常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガス（液化水素を除く。）が通る部分にあつては六メートル、常用の圧力が八十三メガパスカルを超える液化水素が通る部分にあつては十一メートル、四十メガパスカルを超え八十三メガパスカル以下の液化水素が通る部分にあつては十メートル、常用の圧力が一メガパスカル以上四十メガパスカル以下の液化水素が通る部分にあつては九メートル、常用の圧力が一メ

扱う施設に対し八メートル（常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガス（液化水素を除く。）が通る部分にあつては六メートル、常用の圧力が四十メガパスカルを超える液化水素が通る部分にあつては十メートル、常用の圧力が一メガパスカル以上四十メガパスカル以下の液化水素が通る部分にあつては九メートル、常用の圧力が一メガパスカル未満の液化水素が通る部分にあつては二メートル）以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

ガパスカル未満の液化水素が通る部分にあつては二メートル)以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

二十八〜三十二 (略)

三十三 容器置場及び充填容器等は次に掲げる基準に適合すること。

イ (略)

ロ 容器置場は、その外面から、敷地境界に

対し八・五メートル(容器置場内の充填容

器等の最高充填圧力が四十メガパスカルを

超え八十九メガパスカル以下の場合にあつ

二十八〜三十二 (略)

三十三 容器置場及び充填容器等は次に掲げる基準に適合すること。

イ (略)

ロ 容器置場は、その外面から、敷地境界に

対し八メートル(容器置場内の充填容器等

の最高充填圧力が四十メガパスカル以下の

場合又は液化水素に係る充填容器等の容器

ては八メートル、容器置場内の充填容器等の最高充填圧力が四十メガパスカル以下の場合又は液化水素に係る充填容器等の容器置場にあつては六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

ハスト (略)

三十四～三十七 (略)

3 (略)

(顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせる圧縮水素スタンドに係る技術上の基準)

第七条の四 製造設備が圧縮水素スタンド(当該

置場にあつては、六メートル)以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

ハスト (略)

三十四～三十七 (略)

3 (略)

(顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせる圧縮水素スタンドに係る技術上の基準)

第七条の四 製造設備が圧縮水素スタンド(当該

圧縮水素スタンド内の圧縮水素及び液化水素の常用の圧力が九十三メガパスカル以下のものであつて、顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせるものに限る。以下この条において同じ。）である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一〇十 (略)

2 (略)

圧縮水素スタンド内の圧縮水素及び液化水素の常用圧力が八十二メガパスカル以下のものであつて、顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせるものに限る。以下この条において同じ。）である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一〇十 (略)

2 (略)

3 製造設備が圧縮水素スタンドである製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

(削る)

二・三 (略)

(移動式圧縮水素スタンドに係る技術上の基準)

第八条の二 (略)

2 製造設備が移動式圧縮水素スタンドである製

3 製造設備が圧縮水素スタンドである製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 第六条第二項第四号の規定により行う点検は、直接目視により行うこと。

三・四 (略)

(移動式圧縮水素スタンドに係る技術上の基準)

第八条の二 (略)

2 製造設備が移動式圧縮水素スタンドである製

造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 圧縮水素又は液化水素の製造は、その発生、混合、減圧又は充填において、次に掲げる基準により保安上支障のない状態で行うこと。

イ (略)

ロ ディスペンサーは、その本体の外表面から公道の道路境界線に対し第二種設備距離（ディスプレイの常用の圧力が八十九メガパスカルを超え九十三メガパスカル以下の

造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 圧縮水素又は液化水素の製造は、その発生、混合、減圧又は充填において、次に掲げる基準により保安上支障のない状態で行うこと。

イ (略)

ロ ディスペンサーは、その本体の外表面から公道の道路境界線に対し第二種設備距離（ディスプレイの常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十二メガパスカル以下の場

場合にあつては八・五メートル、デイスペンサーの常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十九メガパスカル以下の場合にあつては八メートル、デイスペンサーの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置が講じられていることを確認すること。

ハ 製造設備（可燃性ガスが通る部分に限る。以下このハにおいて同じ。）は、その外面から火気（当該移動式圧縮水素スタン
ド内のものを除く。）を取り扱う施設に対し第二種設備距離（製造設備の常用の圧力

合にあつては八メートル、デイスペンサーの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置が講じられていることを確認すること。

ハ 製造設備（可燃性ガスが通る部分に限る。以下このハにおいて同じ。）は、その外面から火気（当該移動式圧縮水素スタン
ド内のものを除く。）を取り扱う施設に対し第二種設備距離（製造設備の常用の圧力

が八十九メガパスカルを超え九十三メガパスカル以下の可燃性ガス（液化水素を除く。）が通る部分にあつては八・五メートル、製造設備の常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十九メガパスカル以下の可燃性ガス（液化水素を除く。）が通る部分にあつては八メートル、製造設備の常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガス（液化水素を除く。）が通る部分にあつては六メートル、液化水素が通る部分にあつては二メートル）以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火

が四十メガパスカルを超え八十二メガパスカル以下の可燃性ガス（液化水素を除く。）が通る部分にあつては八メートル、製造設備の常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガス（液化水素を除く。）が通る部分にあつては六メートル、液化水素が通る部分にあつては二メートル）以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置が講じられていることを確認すること。

気を消すための措置が講じられていることを確認すること。

二 (略)

ホ 第七条第二項の規定に基づき設置された圧縮天然ガススタンド内、第七条の二第一項の規定に基づき設置された液化天然ガススタンド内、第七条の三第二項、第七条の四第二項、第十一条第一項第五号（第七条の三第二項の基準を準用する場合に限る。）及び第十二条の二第二項の規定に基づき設置された圧縮水素スタンド内、液化石油ガス保安規則第八条第一項の規定に基づき設置された液化石油ガススタンド内、コン

二 (略)

ホ 第七条第二項の規定に基づき設置された圧縮天然ガススタンド内、第七条の二第一項の規定に基づき設置された液化天然ガススタンド内、第七条の三第二項、第七条の四第二項、第十一条第一項第五号（第七条の三第二項の基準を準用する場合に限る。）及び第十二条の二第二項の規定に基づき設置された圧縮水素スタンド内、液化石油ガス保安規則第八条第一項の規定に基づき設置された液化石油ガススタンド内、コン

ビナート等保安規則第六条の規定に基づき設置された特定液化石油ガススタンド内、同令第七条第二項の規定に基づき設置された圧縮天然ガススタンド内、同令第七条の二第一項の規定に基づき設置された液化天然ガススタンド内又は同令第七条の三第二項の規定に基づき設置された圧縮水素スタンド内で燃料装置用容器に、移動式圧縮水素スタンドから圧縮水素を充填するときは、当該移動式圧縮水素スタンドの外面から敷地境界に対し第二種設備距離（製造設備の常用の圧力が八十九メガパスカルを超え九十三メガパスカル以下の場合にあつては

ビナート等保安規則第六条の規定に基づき設置された特定液化石油ガススタンド内、同規則第七条第二項の規定に基づき設置された圧縮天然ガススタンド内、同規則第七条の二第一項の規定に基づき設置された液化天然ガススタンド内又は同規則第七条の三第二項の規定に基づき設置された圧縮水素スタンド内で燃料装置用容器に、移動式圧縮水素スタンドから圧縮水素を充填するときは、当該移動式圧縮水素スタンドの外面から敷地境界に対し第二種設備距離（製造設備の常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十二メガパスカル以下の場合にあつ

八・五メートル、製造設備の常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十九メガパスカル以下の場合にあつては八メートル、製造設備の常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては六メートル)以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講じられていることを確認すること。

へ (略)

三〇五 (略)

(処理能力三十立方メートル以上の第二種製造者に係る技術上の基準)

第十一条 第二種製造者のうち処理能力が三十立

ては八メートル、製造設備の常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては六メートル)以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講じられていることを確認すること。

へ (略)

三〇五 (略)

(処理能力三十立方メートル以上の第二種製造者に係る技術上の基準)

第十一条 第二種製造者のうち処理能力が三十立

方メートル以上である者に係る法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～四 (略)

五 製造設備が圧縮水素スタンド（当該圧縮水素スタンド内の圧縮水素の常用の圧力が九十三メガパスカル以下のものに限り、液化水素を使用する場合にあつては、当該圧縮水素スタンド内の液化水素の常用の圧力が一メガパスカル未満のものに限る。第十二条の二において同じ。）である製造施設にあつては、第七条の三の基準に適合すること。ただし、同

方メートル以上である者に係る法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～四 (略)

五 製造設備が圧縮水素スタンド（当該圧縮水素スタンド内の圧縮水素の常用の圧力が八十二メガパスカル以下のものに限り、液化水素を使用する場合にあつては、当該圧縮水素スタンド内の液化水素の常用の圧力が一メガパスカル未満のものに限る。第十二条の二において同じ。）である製造施設にあつては、第七条の三の基準に適合すること。ただし、同

条第二項第四号の基準の適合については、貯蔵設備の貯蔵能力が三百立方メートル未満の場合は、この限りでない。

六・七 (略)

2 (略)

(処理能力三十立方メートル未満の第二種製造者のうち圧縮水素スタンドにより製造する者に係る技術上の基準)

第十二条の二 第二種製造者のうち第十一条に掲げる者以外の者であつて圧縮水素スタンドにより製造する者に係る法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲

条第二項第四号の基準の適合については、貯蔵設備の貯蔵能力が三百立方メートル未満の場合は、この限りでない。

六・七 (略)

2 (略)

(処理能力三十立方メートル未満の第二種製造者のうち圧縮水素スタンドにより製造する者に係る技術上の基準)

第十二条の二 第二種製造者のうち第十一条に掲げる者以外の者であつて圧縮水素スタンドにより製造する者に係る法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲

げるものとする。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

一・二 (略)

三 ディスペンサーは、第六条第一項第二号に規定する処理設備の例による距離以上の距離を有すること。また、ディスペンサー本体の外面から公道の道路境界線に対し八・五メートル（圧縮水素スタンドの常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十九メガパスカル以下の場合にあつては八メートル、圧縮水素スタンドの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては六メートル）以上の距離を有

げるものとする。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

一・二 (略)

三 ディスペンサーは、第六条第一項第二号に規定する処理設備の例による距離以上の距離を有すること。また、ディスペンサー本体の外面から公道の道路境界線に対し八メートル（圧縮水素スタンドの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては、六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。ただし、圧縮水素スタンドの処理能力又は貯蔵能力が零立方メートル

し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。ただし、圧縮水素スタンドの処理能力又は貯蔵能力が零立方メートルであり、かつ常用の圧力が二十メガパスカル以下の場合はこの限りでない。

四 (略)

2 第二種製造者のうち第十一条に掲げる者以外の者であつて圧縮水素スタンドにより製造する者に係る前項ただし書きの基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 高圧ガス設備（次号に掲げるものを除く。

）は、その外面から当該事業所の敷地境界（

であり、かつ常用の圧力が二十メガパスカル以下の場合はこの限りでない。

四 (略)

2 第二種製造者のうち第十一条に掲げる者以外の者であつて圧縮水素スタンドにより製造する者に係る前項ただし書きの基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 高圧ガス設備（次号に掲げるものを除く。

）は、その外面から当該事業所の敷地境界（

以下この項において「敷地境界」という。）

に対し八・五メートル（常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十九メガパスカル以下の可燃性ガスが通る部分にあつては八メートル）常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガスが通る部分にあつては六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。ただし、圧縮水素スタンドの処理能力又は貯蔵能力が零立方メートルであり、かつ常用の圧力が二十メガパスカル以下の場合、この限りでない。

三 デイスペンサーは、その本体の外面から公道の道路境界線に対し八・五メートル（圧縮

以下この項において「敷地境界」という。）

に対し八メートル（常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガスが通る部分にあつては、六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。ただし、圧縮水素スタンドの処理能力又は貯蔵能力が零立方メートルであり、かつ常用の圧力が二十メガパスカル以下の場合、この限りでない。

三 デイスペンサーは、その本体の外面から公道の道路境界線に対し八メートル（圧縮水素

水素スタンドの常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十九メガパスカル以下の場合にあつては八メートル、圧縮水素スタンドの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。ただし、圧縮水素スタンドの処理能力又は貯蔵能力が零立方メートルであり、かつ常用の圧力が二十メガパスカル以下の場合、この限りでない。

四〇七 (略)

3 (略)

スタンドの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては、六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。ただし、圧縮水素スタンドの処理能力又は貯蔵能力が零立方メートルであり、かつ常用の圧力が二十メガパスカル以下の場合、この限りでない。

四〇七 (略)

3 (略)

(処理能力三十立方メートル未満の第二種製造者のうち移動式圧縮水素スタンドにより製造する者に係る技術上の基準)

第十二条の三 (略)

2 第二種製造者のうち第十一条に掲げる者以外の者であつて移動式圧縮水素スタンドにより製造する者に係る法第十二条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 圧縮水素の製造は、その発生、混合、減圧又は充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

(処理能力三十立方メートル未満の第二種製造者のうち移動式圧縮水素スタンドにより製造する者に係る技術上の基準)

第十二条の三 (略)

2 第二種製造者のうち第十一条に掲げる者以外の者であつて移動式圧縮水素スタンドにより製造する者に係る法第十二条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 圧縮水素の製造は、その発生、混合、減圧又は充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イ (略)

ロ ディスペンサーは、その本体の外表面から公道の道路境界線に対し第二種設備距離（ディスペンサーの常用の圧力が八十九メガパスカルを超え九十三メガパスカル以下の場合にあつては八・五メートル、ディスペンサーの常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十九メガパスカル以下の場合にあつては八メートル、ディスペンサーの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置が講じられていることを確認すること。ただし、移動式圧縮水

イ (略)

ロ ディスペンサーは、その本体の外表面から公道の道路境界線に対し第二種設備距離（ディスペンサーの常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十二メガパスカル以下の場合にあつては八メートル、ディスペンサーの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置が講じられていることを確認すること。ただし、移動式圧縮水素スタンドの処理能力又は貯蔵能力が零立方メートルであり、かつ常用の圧力が二十メガパスカル以下の場合には、この

素スタン드의処理能力又は貯蔵能力が零立
方メートルであり、かつ常用の圧力が二十
メガパスカル以下の場合、この限りでな
い。

(その他製造に係る技術上の基準)

第十三条 法第十三条の経済産業省令で定める技
術上の基準は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる場合以外の場合にあつては
、第六条第二項第一号イ、ハ、ニ及びへ、第
二号ロ、ニ、ホ及びト、第三号イからハまで
及びホ並びに第十二条第二項第一号及び第三

限りでない。

(その他製造に係る技術上の基準)

第十三条 法第十三条の経済産業省令で定める技
術上の基準は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる場合以外の場合にあつては
、第六条第二項第一号イ、ハ、ニ及びへ、第
二号ロ、ニ、ホ及びト、第三号イからハまで
及びホ並びに前条第二項第一号及び第三号か

号から第五号までの基準に適合すること。

(貯蔵の方法に係る技術上の基準)

第十八条 法第十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認められた措置を講じている場合は、この限りでない。

一・二 (略)

三 高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器により貯蔵する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ (略)

ら第五号までの基準に適合すること。

(貯蔵の方法に係る技術上の基準)

第十八条 法第十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器により貯蔵する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ (略)

ロ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器であつて当該容器の刻印等において示された容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日（同令第三十七条第一項第二号の規定により刻印をした場合にあつては、当該刻印に示された年月日）を経過したもの（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月を経過したもの

ロ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて当該容器の刻印等において示された容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日（同令第三十七条第一項第二号の規定により刻印をした場合にあつては、当該刻印に示された年月日）を経過したもの（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同令の充填可能期限年月を経過したもの）を高压ガスの貯

の)を高圧ガスの貯蔵に使用しないこと(法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合又は使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第二条第十一項に規定する引取業者(以下単に「引取業者」という。)、同条第十二項に規定するフロン類回収業者(以下単に「フロン類回収業者」という。))及び同条第十三項に規定する解体業者(以下単に「解体業者」という。))が同条第九項に規定する再資源化(以下単に「再資源化」という。))のために必要な最小限度の措置

蔵に使用しないこと(法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合又は使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第二条第十一項に規定する引取業者(以下単に「引取業者」という。)、同条第十二項に規定するフロン類回収業者(以下単に「フロン類回収業者」という。))及び同条第十三項に規定する解体業者(以下単に「解体業者」という。))が同条第九項に規定する再資源化(以下単に「再資源化」という。))のために必要な最小限度の措置として当該貯蔵を行

として当該貯蔵を行う場合は、この限りでない。）。

ハ (略)

四 (略)

(貯槽により貯蔵する場合の技術上の基準)

第二十二条 貯槽により貯蔵する第一種貯蔵所における法第十六条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、第六条第一項第一号から第三号まで、第五号から第九号まで、第十一号から第二十二号まで、第二十四号、第二十五号及び第三十一号から第四十一号までに掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれらと同等

う場合は、この限りでない。）。

ハ (略)

四 (略)

(貯槽により貯蔵する場合の技術上の基準)

第二十二条 貯槽により貯蔵する第一種貯蔵所における法第十六条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、第六条第一項第一号から第三号まで、第五号から第九号まで、第十一号から第二十二号まで、第二十四号、第二十五号及び第三十一号から第四十一号までに掲げるものとする。ただし、次に掲げる場合にあつては、

の安全性を有するものと認められた措置を講じている場合は、この限りでなく、また、次に掲げる場合にあつては、当該各号に定める技術上の基準を適用する。

一～四 (略)

(容器により貯蔵する場合の技術上の基準)

第二十三条 容器により貯蔵する第一種貯蔵所における法第十六条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認められた措置を講じている場合は、この限りでなく、また、第一種製造者のう

当該各号に定める技術上の基準を適用する。

一～四 (略)

(容器により貯蔵する場合の技術上の基準)

第二十三条 容器により貯蔵する第一種貯蔵所における法第十六条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第一種製造者のうち移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合又は第二種製造者のうち処理能力が三十立方メートル以上であ

ち移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合又は第二種製造者のうち処理能力が三十立方メートル以上である者が圧縮水素スタンド若しくは移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合にあつては、次項各号に掲げる基準を適用する。

一～四 (略)

2 (略)

(第一種貯蔵所に係る承継の届出)

第二十四条 法第十七条第二項の規定により、その設置の許可を受けた者の地位の承継を届け出ようとする者は、様式第八の第一種貯蔵所承継

る者が圧縮水素スタンド若しくは移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合にあつては、次項各号に掲げる基準を適用する。

一～四 (略)

2 (略)

(第一種貯蔵所に係る承継の届出)

第二十四条 法第十七条第二項の規定により、その設置の許可を受けた者の地位の承継を届け出ようとする者は、様式第八の第一種貯蔵所承継

届書を第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府
県知事（当該第一種貯蔵所が指定都市の区域内
にある場合であつて、当該第一種貯蔵所に係る
事務が令第二十二條に規定する事務に該当しな
い場合にあつては、当該第一種貯蔵所の所在地
を管轄する指定都市の長。第二十七條第一項及
び第二十八條第二項において同じ。）に提出し
なければならない。

（第一種貯蔵所に係る軽微な変更の工事等）

第二十八條 （略）

2 法第十九條第二項の規定により届出をしよう
とする第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、様

届書を第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府
県知事（当該第一種貯蔵所が指定都市の区域内
にある場合であつて、当該第一種貯蔵所に係る
事務が令第二十二條に規定する事務に該当しな
い場合にあつては、当該第一種貯蔵所の所在地
を管轄する指定都市の長。第二十七條第一項に
おいて同じ。）に提出しなければならない。

（第一種貯蔵所に係る軽微な変更の工事等）

第二十八條 （略）

2 法第十九條第二項の規定により届出をしよう
とする第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、様

式第十一の第一種貯蔵所軽微変更届書に当該変更の概要を記載した書面を添えて、第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならぬ。

(販売業者に係る販売の事業の届出)

第三十七条 法第二十条の四の規定により届出をしようとする者は、様式第二十一の高压ガス販売事業届書に次項に掲げる書類を添えて、販売所の所在地を管轄する都道府県知事(当該販売所が指定都市の区域内にある場合であつて、当該販売所に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該販売所

式第十一の第一種貯蔵所軽微変更届書に当該変更の概要を記載した書面を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならぬ。

(販売業者に係る販売の事業の届出)

第三十七条 法第二十条の四の規定により届出をしようとする者は、様式第二十一の高压ガス販売事業届書に次項に掲げる書類を添えて、販売所の所在地を管轄する都道府県知事(当該販売所が指定都市の区域内にある場合であつて、当該販売所に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該販売所

の所在地を管轄する指定都市の長。第三十七条の二、第四十一条、第四十四条及び第七十四条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、事業の譲渡（その事業の全部を譲り渡すものを除く。）、遺贈又は分割（その事業の全部を承継させるものを除く。）により引き続き高压ガスの販売の事業を営もうとする者が新たに届け出るときは、次項に掲げる書類の添付を省略することができる。

2
(略)

(販売業者に係る承継の届出)

第三十七条の二 法第二十条の四の二第二項の規

の所在地を管轄する指定都市の長。第四十一条、第四十四条及び第七十四条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、事業の譲渡（その事業の全部を譲り渡すものを除く。）、遺贈又は分割（その事業の全部を承継させるものを除く。）により引き続き高压ガスの販売の事業を営もうとする者が新たに届け出るときは、次項に掲げる書類の添付を省略することができる。

2
(略)

(販売業者に係る承継の届出)

第三十七条の二 法第二十条の四の二第二項の規

定により販売業者の地位の承継を届け出ようとする者は、様式第二十一の二の高圧ガス販売事業承継届書に事業の全部の譲渡し又は相続、合併若しくは当該届出に係る事業の全部を承継させた分割があつた事実を証する書面（相続の場合であつて、相続人が二人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）を添えて、販売所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等）

第四十九条 車両に固定した容器（高圧ガスを燃

定により販売業者の地位の承継を届け出ようとする者は、様式第二十一の二の高圧ガス販売事業承継届書に事業の全部の譲渡し又は相続、合併若しくは当該届出に係る事業の全部を承継させた分割があつた事実を証する書面（相続の場合であつて、相続人が二人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（基準等）

第四十九条 車両に固定した容器（高圧ガスを燃

料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。)により高圧ガスを移動する場合における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。

一〇二十二 (略)

2 高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器により高圧ガスを移動する場合における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経

料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。)により高圧ガスを移動する場合における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一〇二十二 (略)

2 高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器により高圧ガスを移動する場合における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経

濟産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣が

これと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。

- 一 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて当該容器の刻印等により示された容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日（同令第三十七条第一項第二号の規定により刻印をした場合にあつては、当該刻印に示された年月日）を経過したも

濟産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて当該容器の刻印等により示された容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日（同令第三十七条第一項第二号の規定により刻印をした場合にあつては、当該刻印に示された年月日）を経過したも

の（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月を経過したもの）を高圧ガスの移動に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合又は引取業者、フロン類回収業者及び解体業者が再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う場合は、この限りでない。）。

二（略）

（その他の場合における移動に係る技術上の基

の（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したもの）を高圧ガスの移動に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合又は引取業者、フロン類回収業者及び解体業者が再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う場合は、この限りでない。）。

二（略）

（その他の場合における移動に係る技術上の基

準等)

第五十条 前条に規定する場合以外の場合（次項に掲げる場合を除く。）における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。

一・二 (略)

三 一般複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水

準等)

第五十条 前条に規定する場合以外の場合（次項に掲げる場合を除く。）における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 一般複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水

素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス
自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動
車用容器であつて当該容器の刻印等により示
された年月から十五年を経過したもの（圧縮
天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自
動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車
用容器にあつては、容器保安規則第八条第一
項第十号の充填可能期限年月日（同令第三十
七条第一項第二号の規定により刻印をした場
合にあつては、当該刻印に示された年月日）
を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装
置用容器又は圧縮水素二輪自動車燃料装置用
容器にあつては、同令第八条第一項第十号の

素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス
自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動
車用容器であつて当該容器の刻印等により示
された年月から十五年を経過したもの（圧縮
天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自
動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車
用容器にあつては、容器保安規則第八条第一
項第十号の充填可能期限年月日（同令第三十
七条第一項第二号の規定により刻印をした場
合にあつては、当該刻印に示された年月日）
を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装
置用容器又は圧縮水素二輪自動車燃料装置用
容器にあつては、同令の充填可能期限年月を

充填可能期限年月を経過したもの)を高压ガスの移動に使用しないこと(法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合又は引取業者、フロン類回収業者及び解体業者が再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う場合(一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器を除く。)は、この限りでない。)

四・五 (略)

六 次に掲げるものは、同一の車両に積載して移動しないこと。

イ 充填容器等と消防法(昭和二十三年法律

経過したもの)を高压ガスの移動に使用しないこと(法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合又は引取業者、フロン類回収業者及び解体業者が再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う場合(一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器を除く。)は、この限りでない。)

四・五 (略)

六 次に掲げるものは、同一の車両に積載して移動しないこと。

イ 充填容器等と消防法(昭和二十三年法律

第百八十六号) 第二条第七項に規定する危険物(圧縮天然ガスの充填容器等(内容積が百二十リットル未満のものに限る。))と同法別表第一に掲げる第四類の危険物との場合、不活性ガスの充填容器等(内容積が百二十リットル未満のものに限る。))と同法別表第一に掲げる危険物との場合及びアセチレン又は酸素の充填容器等(内容積が百二十リットル未満のものに限る。))と同法別表第一に掲げる第四類の第三石油類又は第四石油類の危険物との場合を除く。)

ロ (略)

七〇十四 (略)

第百八十六号) 第二条第七項に規定する危険物(圧縮天然ガス又は不活性ガスの充填容器等(内容積百二十リットル未満のものに限る。))と同法別表に掲げる第四類の危険物との場合及びアセチレン又は酸素の充填容器等(内容積が百二十リットル未満のものに限る。))と別表に掲げる第四類の第三石油類又は第四石油類の危険物との場合を除く。)

ロ (略)

七〇十四 (略)

2
(略)

(特定高圧ガスの消費者に係る技術上の基準)

第五十五条 法第二十四条の三第一項の経済産業

省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと

同等の安全性を有するものと認められた措置を講じている場合は、この限りでない。

一～三十 (略)

2 法第二十四条の三第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認められた措置を講じている場

2
(略)

(特定高圧ガスの消費者に係る技術上の基準)

第五十五条 法第二十四条の三第一項の経済産業

省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～三十 (略)

2 法第二十四条の三第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

合は、この限りでない。

一・二 (略)

三 特定高圧ガスの消費は、消費する特定高圧ガスの種類及び消費設備の態様に応じ、当該設備の属する消費施設の異常の有無を点検し、異常があるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じてすること。

四〇六 (略)

3 (略)

一・二 (略)

三 特定高圧ガスの消費は、消費設備の使用開始時及び使用終了時に当該設備の属する消費施設の異常の有無を点検するほか、一日に一回以上消費をする特定高圧ガスの種類及び消費設備の態様に応じ頻繁に消費設備の作動状況について点検し、異常があるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じてすること。

四〇六 (略)

3 (略)

(その他消費に係る技術上の基準)

第六十条 法第二十四条の五の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号及び次項各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認められた措置を講じている場合は、この限りでない。

一〇七七 (略)

十八 高圧ガスの消費は、消費するガスの種類及び消費設備の態様に応じ、当該消費設備の属する消費施設の異常の有無を点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じてすること。

(その他消費に係る技術上の基準)

第六十条 法第二十四条の五の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号及び次項各号に掲げるものとする。

一〇七七 (略)

十八 高圧ガスの消費は、消費設備の使用開始時及び使用終了時に消費施設の異常の有無を点検するほか、一日に一回以上消費設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じてすること。

十九 (略)

2 (略)

(危害予防規程の届出等)

第六十三条 (略)

2～6 (略)

7 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地

震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十

六年法律第二十七号)第三条第一項の規定によ

り日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策

推進地域として指定された地域内にある事業所

(同法第五条第一項に規定する者が設置してい

る事業所及び不活性ガス又は圧縮空気のみを製

十九 (略)

2 (略)

(危害予防規程の届出等)

第六十三条 (略)

2～6 (略)

7 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地

震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十

六年法律第二十七号)第三条第一項の規定によ

り日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策

推進地域として指定された地域内にある事業所

(同法第六条第一項に規定する者が設置してい

る事業所及び不活性ガス又は圧縮空気のみを製

造に係る事業所を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者が設置している事業所に限る。次項において同じ。）に係る法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、第二項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項の細目とする。

一・二 (略)

8
8
10 (略)

造に係る事業所を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者が設置している事業所に限る。次項において同じ。）に係る法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、第二項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項の細目とする。

一・二 (略)

8
8
10 (略)

(保安統括者の選任等)

第六十四条 (略)

2 法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一〜四 (略)

五 処理能力が二十五万立方メートル未満の事業所において、又は移動式圧縮水素スタンドにより、専ら常用の圧力が九十三メガパスカル以下の圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に圧縮水素を充填する者であつて、次のいずれか（第七条の四

(保安統括者の選任等)

第六十四条 (略)

2 法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一〜四 (略)

五 処理能力が二十五万立方メートル未満の圧縮水素スタンド又は移動式圧縮水素スタンド（当該圧縮水素スタンド内又は当該移動式圧縮水素スタンド内の圧縮水素及び液化水素の常用圧力が八十二メガパスカル以下のものに限る。）により、圧縮水素を製造する者であ

第一項又は同条第二項の圧縮水素スタンドにあつては次のイに限る。）に該当する者にその製造に係る保安について監督させるもの

イハ (略)

3 (略)

(保安企画推進員の選任等)

第七十条 法第二十七条の三第二項の経済産業省令で定める高压ガスの製造に係る保安に関する知識経験を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。ただし、経済産業大臣がこれと同等以上の知識経験を有すると認めたと者である場

つて、次のいずれか（第七条の四第一項又は同条第二項の圧縮水素スタンドにあつては次のイに限る。）に該当する者にその製造に係る保安について監督させるもの

イハ (略)

3 (略)

(保安企画推進員の選任等)

第七十条 法第二十七条の三第二項の経済産業省令で定める高压ガスの製造に係る保安に関する知識経験を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

合は、この限りでない。

一〇六 (略)

(特定施設の範囲等)

第七十九条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、使用を休止した特定施設であつて、様式第三十七の二の高圧ガス製造施設休止届書に次に掲げる書類を添えて事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出たものであり、かつ、前回の保安検査(保安検査を受け、又は自ら行つたことのない施設にあつては、完成検査。以下同じ。)の日から当該

一〇六 (略)

(特定施設の範囲等)

第七十九条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、使用を休止した特定施設であつて、様式第三十七の二の高圧ガス製造施設休止届書に次に掲げる書類を添えて事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出たものであり、かつ、前回の保安検査(保安検査を受け又は自ら行つたことのない施設にあつては、完成検査。以下同じ。)の日から当該施

施設を再び使用しようとする日までの期間が一年以上（前項の経済産業大臣が定める施設にあつては、前項の経済産業大臣が定める期間以上）であるもの（以下「休止施設」という。）にあつては、当該施設を再び使用しようとするときまで受け、又は自ら行わないものとする。

一・二（略）

4 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を、前回の保安検査の日から一年を経過した日（同項の経済産業大臣が定める施設にあつては、同項の経済産業大臣が定める期間を経過した日。以下「基準日」という。）の前後一月以内（認定完成検査実施者、認定保安

施設を再び使用しようとする日までの期間が一年以上（前項の経済産業大臣が定める施設にあつては、前項の経済産業大臣が定める期間以上）であるもの（以下「休止施設」という。）にあつては、当該施設を再び使用しようとするときまで受け、又は自ら行わないものとする。

一・二（略）

4 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を、前回の保安検査の日から一年を経過した日（同項の経済産業大臣が定める施設にあつては、同項の経済産業大臣が定める期間を経過した日。以下「基準日」という。）の前後一月以内（認定完成検査実施者、認定保安

検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後三月以内）に受け、又は自ら保安検査を行つた場合にあつては、基準日において当該検査を受け、又は自ら行つたものとみなす。

5～7 (略)

(保安検査の方法)

第八十二条 (略)

2 前項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

一～三 (略)

四 第六条第一項ただし書、第八条第一項ただ

検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後三月以内）に受け又は自ら保安検査を行つた場合にあつては、基準日において当該検査を、又は自ら行つたものとみなす。

5～7 (略)

(保安検査の方法)

第八十二条 (略)

2 前項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

一～三 (略)

四 第六条第一項第二号、第八号若しくは第二

し書又は第九十九条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法であつて、当該基準に依じて適切であると経済産業大臣が認めたものを用いる場合

五 (略)

3 3 (略)

(認定の基準)

第九十四条の七の三 (略)

2 5 (略)

6 経済産業大臣は、前項の検査において、前条の申請の内容が第一項及び第二項に規定する基準に適合していると認めるときは、様式第五十

十六号、又は第九十九条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法であつて、当該基準に依じて適切であると経済産業大臣が認めたものを用いる場合

五 (略)

3 3 (略)

(認定の基準)

第九十四条の七の三 (略)

2 5 (略)

6 経済産業大臣は、前項の検査において、前条第一項の申請の内容が第一項及び第二項に規定する基準に適合していると認めるときは、様式

五の七の三の認定高度保安実施者認定証を交付するものとする。ただし、第一項から第四項までに規定する基準に適合していると認めるときは、認定高度保安実施者認定証に代えて、様式第五十五の七の四の特定認定高度保安実施者認定証を交付するものとする。

(協会等の調査)

第九十四条の七の四 (略)

(削る)

第五十五の七の三の認定高度保安実施者認定証を交付するものとする。ただし、第一項から第四項までに規定する基準に適合していると認めるときは、認定高度保安実施者認定証に代えて、様式第五十五の七の四の特定認定高度保安実施者認定証を交付するものとする。

(協会等の調査)

第九十四条の七の四 (略)

2| 法第三十九条の十六第二項の規定による通知

は、様式第五十五の七の五の調査通知書により行うものとする。

別表第一（第三十五条第一項関係）

検査項目	完成検査の方法
(略)	(略)
<p>備考</p> <p>一 第六条第一項ただし書、第八条第一項ただし書又は第九十九条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る完成検査の方法については、この表の第一項から第八項までの規定にかかわらず、当該基準に応じて適切であると経済産業大臣が認めたものをもつて完成検査の方法とする。</p> <p>二 (略)</p>	

別表第一（第三十五条第一項関係）

検査項目	完成検査の方法
(略)	(略)
<p>備考</p> <p>一 第六条第一項第二号、第八号若しくは第二十六号、又は第九十九条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る完成検査の方法については、この表の第一項から第八項までの規定にかかわらず、当該基準に応じて適切であると経済産業大臣が認めたものをもつて完成検査の方法とする。</p> <p>二 (略)</p>	

別表第二（第三十五条第二項関係）

検査項目	完成検査の方法
(略)	(略)
<p>備考</p> <p>一 第二十二条ただし書、第二十三条ただし書又は第九十九条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る完成検査の方法については、この表の第一項から第二項の規定にかかわらず、当該基準に応じて適切であると経済産業大臣が認めたものをもつて完成検査の方法とする。</p>	

別表第二（第三十五条第二項関係）

検査項目	完成検査の方法
(略)	(略)
<p>備考</p> <p>一 第二十二条で準用する第六条第一項第二号若しくは第八号、又は第九十九条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る完成検査の方法については、この表の第一項から第二項の規定にかかわらず、当該基準に応じて適切であると経済産業大臣が認めたものをもつて完成検査の方法とする。</p>	

二
(略)

別表第三(第八十二条第二項第五号関係)

(表略)

二
(略)

別表第三(第八十二条第二項第四号関係)

(表略)

様式第五十五の七の五を次のように改める。

様式第五十五の七の五 削除

(コンビナート等保安規則の一部改正)

第四条 コンビナート等保安規則(昭和六十一年通商産業省令第八十八号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

(用語の定義)

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～四 (略)

五 第一種保安物件 次に掲げるもの(事業所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。)

イ～ハ (略)

ニ 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項の児童福祉施設、身体

改正前

(用語の定義)

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～四 (略)

五 第一種保安物件 次に掲げるもの(事業所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。)

イ～ハ (略)

ニ 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条の児童福祉施設、身体障害者

障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項の保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。）

）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第五号の障害者職業能力開

福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項の保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第五号の障害者職業能力開発校、

発校、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）の特定民間施設、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項の障害福祉サービス事業（同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第十四項の就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）の特定民間施設、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項の障害福祉サービス事業（同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第十四項の就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十七項

二十七項の地域活動支援センター若しくは
同条第二十八項の福祉ホームであつて、収
容定員二十人以上のもの

ホ (略)

へ 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十
五号）第二条に定める博物館及び同法第三
十一条第一項により博物館に相当する施設
として指定された施設

ト・チ (略)

六〇二十六 (略)

2 (略)

(製造施設に係る技術上の基準)

の地域活動支援センター若しくは同条第二
十八項の福祉ホームであつて、収容定員二
十人以上のもの

ホ (略)

へ 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十
五号）第二条に定める博物館及び同法第二
十九条により博物館に相当する施設として
指定された施設

ト・チ (略)

六〇二十六 (略)

2 (略)

(製造施設に係る技術上の基準)

第五条 (略)

2 製造施設（製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く。）における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。

一～四 (略)

五 高压ガスの製造は、製造する高压ガスの種類及び製造設備の態様に応じ、当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危

第五条 (略)

2 製造施設（製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く。）における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。

一～四 (略)

五 高压ガスの製造は、製造設備の使用開始時及び使用終了時に当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検するほか、製造をする高压ガスの種類及び製造設備の態様に応じ

険を防止する措置を講じて行うこと。

六〇八 (略)

(圧縮水素スタンドに係る技術上の基準)

第七条の三 製造設備が圧縮水素スタンド（当該圧縮水素スタンド内の圧縮水素及び液化水素の常用の圧力が九十三メガパスカル以下のものに限る。以下同じ。）である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条

一日に一回以上頻繁に製造設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じて行うこと。

六〇八 (略)

(圧縮水素スタンドに係る技術上の基準)

第七条の三 製造設備が圧縮水素スタンド（当該圧縮水素スタンド内の圧縮水素及び液化水素の常用の圧力が八十二メガパスカル以下のものに限る。以下同じ。）である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条

から第十一条までに定めるところによる。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一 一の四 (略)

二 ディスペンサーは、第五条第一項第二号、第三号、第六号及び第七号に規定する処理設備並びに同項第八号に規定する製造設備の例による距離以上の距離を有すること。また、ディスペンサー本体の外面から公道の道路境界線に対し八・五メートル(圧縮水素スタン

から第十一条までに定めるところによる。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一 一の四 (略)

二 ディスペンサーは、第五条第一項第二号、第三号、第六号及び第七号に規定する処理設備並びに同項第八号に規定する製造設備の例による距離以上の距離を有すること。また、ディスペンサー本体の外面から公道の道路境界線に対し八メートル(圧縮水素スタンドの

ドの常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十九メガパスカル以下の場合にあつては八メートル、圧縮水素スタンドの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

三〇九 (略)

十 圧縮水素スタンド（可燃性ガスが通る部分に限る。）は、その外面から火気（当該圧縮水素スタンド内のものを除く。）を取り扱う施設に対し八・五メートル（常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十九メガパスカル以下の可燃性ガス（液化水素を除く。）が通る

常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては、六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

三〇九 (略)

十 圧縮水素スタンド（可燃性ガスが通る部分に限る。）は、その外面から火気（当該圧縮水素スタンド内のものを除く。）を取り扱う施設に対し八メートル（常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガス（液化水素を除く。）が通る部分にあつては六メートル、常

部分にあつては八メートル、常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガス（液化水素を除く。）が通る部分にあつては六メートル、常用の圧力が八十三メガパスカルを超える液化水素が通る部分にあつては十一メートル、常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十メガパスカル以下の液化水素が通る部分にあつては十メートル、常用の圧力が一メガパスカル以上四十メガパスカル以下の液化水素が通る部分にあつては九メートル、常用の圧力が一メガパスカル未満の液化水素が通る部分にあつては二メートル）以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは当該可燃性ガス

用の圧力が四十メガパスカルを超える液化水素が通る部分にあつては十メートル、常用の圧力が一メガパスカル以上四十メガパスカル以下の液化水素が通る部分にあつては九メートル、常用の圧力が一メガパスカル未満の液化水素が通る部分にあつては二メートル）以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは当該可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

が漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

十一～十八 (略)

2 製造設備が圧縮水素スタンド（液化水素の貯槽を設置する場合にあつては、一般高压ガス保安規則第八条第三項及び第四項の規定に適合する移動式製造設備から液化水素を受け入れるものに限る。以下この項において同じ。）である製造施設に係る前項ただし書きの基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

十一～十八 (略)

2 製造設備が圧縮水素スタンド（液化水素の貯槽を設置する場合にあつては、一般高压ガス保安規則第八条第三項及び第四項の規定に適合する移動式製造設備から液化水素を受け入れるものに限る。以下この項において同じ。）である製造施設に係る前項ただし書きの基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一〇一の三 (略)

二 高圧ガス設備（次号及び第三号に掲げるものを除く。）は、その外面から当該事業所の敷地境界（以下この項において「敷地境界」という。）に対し八・五メートル（常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十九メガパスカル以下の可燃性ガス（液化水素を除く。）が通る部分にあつては八メートル、常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガス（液化水素を除く。）が通る部分にあつては六メートル、常用の圧力が八十三メガパスカルを超える液化水素が通る部分にあつては十一メートル、常用の圧力が四十メガパスカルを超

一〇一の三 (略)

二 高圧ガス設備（次号及び第三号に掲げるものを除く。）は、その外面から当該事業所の敷地境界（以下この項において「敷地境界」という。）に対し八メートル（常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガス（液化水素を除く。）が通る部分にあつては六メートル、常用の圧力が四十メガパスカルを超える液化水素が通る部分にあつては十メートル、常用の圧力が一メガパスカル以上四十メガパスカル以下の液化水素が通る部分にあつては九メートル、常用の圧力が一メガパスカル未満の液化水素が通る部分にあつては六メートル

え八十三メガパスカル以下の液化水素が通る部分にあつては十メートル、常用の圧力が一メガパスカル以上四十メガパスカル以下の液化水素が通る部分にあつては九メートル、常用の圧力が一メガパスカル未満の液化水素が通る部分にあつては六メートル)以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

二の二 (略)

三 ディスペンサーは、その本体の外面から公道の道路境界線に対し八・五メートル(圧縮水素スタンドの常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十九メガパスカル以下の場合にあ

ル)以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

二の二 (略)

三 ディスペンサーは、その本体の外面から公道の道路境界線に対し八メートル(圧縮水素スタンドの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては、六メートル)以上の距

つては八メートル、圧縮水素スタンドの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

四〇二十六（略）

二十七 圧縮水素スタンド（可燃性ガスが通る部分に限る。）は、その外面から火気（当該圧縮水素スタンド内のものを除く。）を取り扱う施設に対し八・五メートル（常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十九メガパスカル以下の可燃性ガス（液化水素を除く。）が通る部分にあつては八メートル、常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガス（液化

離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

四〇二十六（略）

二十七 圧縮水素スタンド（可燃性ガスが通る部分に限る。）は、その外面から火気（当該圧縮水素スタンド内のものを除く。）を取り扱う施設に対し八メートル（常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガス（液化水素を除く。）が通る部分にあつては六メートル、常用の圧力が四十メガパスカルを超える液化水素が通る部分にあつては十メートル、常

水素を除く。)が通る部分にあつては六メートル、常用の圧力が八十三メガパスカルを超える液化水素が通る部分にあつては十一メートル、常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十三メガパスカル以下の液化水素が通る部分にあつては十メートル、常用の圧力が一メガパスカル以上四十メガパスカル以下の液化水素が通る部分にあつては九メートル、常用の圧力が一メガパスカル未満の液化水素が通る部分にあつては二メートル)以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

用の圧力が一メガパスカル以上四十メガパスカル以下の液化水素が通る部分にあつては九メートル、常用の圧力が一メガパスカル未満の液化水素が通る部分にあつては二メートル)以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

二十八〜三十二 (略)

三十三 容器置場及び充填容器等は次に掲げる基準に適合すること。

イ (略)

ロ 容器置場は、その外面から、敷地境界に
対し八・五メートル（容器置場内の充填容
器等の最高充填圧力が四十メガパスカルを
超え八十九メガパスカル以下の場合にあつ
ては八メートル、容器置場内の充填容器等
の最高充填圧力が四十メガパスカル以下の
場合又は液化水素に係る充填容器等の容器
置場にあつては六メートル）以上の距離を
有し、又はこれと同等以上の措置を講ずる

二十八〜三十二 (略)

三十三 容器置場及び充填容器等は次に掲げる基準に適合すること。

イ (略)

ロ 容器置場は、その外面から、敷地境界に
対し八メートル（容器置場内の充填容器等
の最高充填圧力が四十メガパスカル以下の
場合又は液化水素に係る充填容器等の容器
置場にあつては、六メートル）以上の距離
を有し、又はこれと同等以上の措置を講ず
ること。

こと。

ハト (略)

三十四～三十七 (略)

3 (略)

(危害予防規程の届出等)

第二十二條 (略)

2～6 (略)

7 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地

震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十

六年法律第二十七号）第三条第一項の規定によ

り日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策

推進地域として指定された地域内にある事業所

ハト (略)

三十四～三十七 (略)

3 (略)

(危害予防規程の届出等)

第二十二條 (略)

2～6 (略)

7 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地

震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十

六年法律第二十七号）第三条第一項の規定によ

り日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策

推進地域として指定された地域内にある事業所

(同法第五条第一項に規定する者が設置している事業所及び不活性ガス又は圧縮空気の製造に係る事業所を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震(以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。))に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者が設置している事業所に限る。次項において同じ。)に係る法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、第二項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項の細目とする。

(同法第六条第一項に規定する者が設置している事業所及び不活性ガス又は圧縮空気の製造に係る事業所を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震(以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。))に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者が設置している事業所に限る。次項において同じ。)に係る法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、第二項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項の細目とする。

一・二 (略)

8
8
10 (略)

(保安統括者の選任等)

第二十三条 (略)

2 法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一～四 (略)

五 処理能力が二十五万立方メートル未満の事業所において、専ら常用の圧力が九十三メガパスカル以下の圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に圧縮水素

一・二 (略)

8
8
10 (略)

(保安統括者の選任等)

第二十三条 (略)

2 法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一～四 (略)

五 処理能力が二十五万立方メートル未満の事業所において、専ら常用の圧力が八十二メガパスカル以下の圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に圧縮水素

を充填する者であつて、次のいずれかに該当する者にその製造に係る保安について監督させるもの

イハ (略)

(保安企画推進員の選任等)

第二十九条 法第二十七条の三第二項の経済産業省令で定める高压ガスの製造に係る保安に関する知識経験を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。ただし、経済産業大臣がこれと同等以上の知識経験を有すると認められた者である場合は、この限りでない。

一六 (略)

を充填する者であつて、次のいずれかに該当する者にその製造に係る保安について監督させるもの

イハ (略)

(保安企画推進員の選任等)

第二十九条 法第二十七条の三第二項の経済産業省令で定める高压ガスの製造に係る保安に関する知識経験を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

一六 (略)

(協会等の調査)

第四十九条の七の四 (略)

(削る)

別表第四 (第三十七条第二項第五号関係)

(表略)

(協会等の調査)

第四十九条の七の四 (略)

2 | 法第三十九条の十六第二項の規定による通知
は、様式第三十四の七の五の調査通知書により
行うものとする。

別表第四 (第三十七条第二項第四号関係)

(表略)

様式第三十四の七の五を次のように改める。

様式第三十四の七の五 削除

附 則

この省令は、公布の日の翌日から施行する。